

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会応援団会則

令和3年3月5日 施行

(名称)

**第1条** この会は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会応援団（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会（以下「推進協議議会」という。）及び伊豆の国市（以下「市」という。）が実施する事業等を応援するとともに、市に関連する情報発信及び地域振興等の活動により、知名度の向上、イメージアップ及び郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(運営)

**第3条** 応援団の運営は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(会員)

**第4条** この会則において、応援団の会員（以下「会員」という。）とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本会の目的に賛同する個人、事業所、団体等
- (2) 本会則を承諾し、入会を承認された者

2 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 個人会員 応援団の趣旨に賛同する個人
- (2) 団体会員 応援団の趣旨に賛同する事業所及び団体等

(入会)

**第5条** 会員となることを希望する者は、事務局が別に定める入会申請書を提出しなければならない。

2 提出された入会申請書の審査及び承認手続きは、事務局が行う。

3 前項の手続きにより会員として承認された個人会員には、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会応援団会員証（以下「会員証」という。）を、団体会員には、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議議会応援団認定証（以下「認定証」という。）を発行する。

4 会員証及び認定証の再発行について、原則として行わないものとする。

(有効期間)

**第6条** 会員の有効期間は、会員として承認された日から応援団を解散する日又は第12条の規定により会員の資格を取り消された日までとする。

(入会金及び年会費)

**第7条** 本会に入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

(団員特典)

**第8条** 個人会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の発行
- (2) 本会関連事業への参加

(3) その他

2 団体会員は次の特典を受けることができる。

(1) 認定証の発行

(2) 推進協議会関連媒体への会員名等の掲載

(3) その他

(会員の役割)

**第9条** 会員の役割は、次のとおりとする。

(1) 推進協議会及び市が実施する事業等への協力

(2) 市のホームページや推進協議会のTwitter等に掲載された情報を確認し、可能な限り周知すること。

(3) 推進協議会及び市のPRに努めること。

(4) その他、本会の目的達成のために必要と認められる活動

(禁止行為)

**第10条** 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 法令等に違反すること。

(2) 公序良俗に反すること。

(3) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。

(4) 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」及び市のイメージを傷つけ、又は信用を失墜させること。

(5) その他、不相当であると事務局が認めること。

(退会)

**第11条** 本会の退会を希望する者は、事務局が別に定める退会申請書を提出し、受理された日を以って退会とする。ただし、第12条の規定により、会員の資格が取り消された場合は、当該申請によらず自動的に退会となるものとする。

(会員資格の取り消し)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当することが確認できた場合は、会員の資格を取り消すものとする。

(1) 会則に違反したとき。

(2) 会員が死亡したとき又は存続しなくなったとき。

(3) 第10条に定める禁止行為を行ったとき。

(4) その他、会員として不相当であると事務局が認めるとき。

(会員の個人情報)

**第13条** 本会は、会員の個人情報を本会の会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限り、取得し、利用するものとする。

2 会員から、本人の個人情報の開示、訂正又は削除の申請があった場合は、本人確認を実施の上、遅延なくこれに応じることとする。

(補則)

**第14条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この会則は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。